

令和8年度 荒川区モノづくり企業地域共生推進補助金 募集要項

申請受付期間

令和8年4月1日(水)～5月29日(金)

本補助金の申請に当たっては、 必ず事前にご相談ください。

- ※ 東京都との連携事業のため、事前相談がない場合、申請を受け付けられないことがあります。
- ※ 補助金の交付決定日以降に着手（契約行為を含む）したものが対象となります。交付決定前に着手した事業に関しては対象となりません。
- ※ 近隣住民等への配慮を前提としない改修や移転、設備更新等や地域との調和・共生を目的としない住民受入環境整備事業（単なる壁面塗装等）は対象となりません。
- ※ 令和9年1月末に全ての工事等と支払いが完了している必要があります。



荒川区

【申請情報の取り扱いについて】

本事業への申請に係る提出書類により荒川区が取得した個人情報等については、次の目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により定めがある場合を除きます。）

- 本事業における審査
- 本事業の事務連絡や運営管理
- 申請者を特定できない形態に加工した統計データ作成
- 荒川区の各種経営支援施策のご案内をする場合があります。

目 次

1 本補助金の目的	4
2 補助限度額等.....	4
3 申請受付期間.....	4
4 補助対象事業者.....	4
5 補助対象事業.....	5
6 補助対象経費.....	8
7 申請方法等	9
8 交付決定方法.....	10
9 申請内容の変更等	10
10 実績報告.....	10
11 補助金額の確定及び交付.....	10
12 補助事業者の責務.....	11
13 交付決定の取り消し及び補助金の返還	11
14 その他.....	11
15 交付申請等の相談・受付窓口	11

1 本補助金の目的

区内モノづくり企業等が地域との共生を図るため、操業環境等の改善を図る取り組みに対し、東京都と連携しながら、その取り組みに対する経費を補助します。これにより、モノづくり企業等の区内における事業の継続を支援するとともに、区内モノづくり産業の維持・発展を図ることを目的とします。

※ モノづくり企業等

製造業又は機械修理業及びこれに準ずると区長が認める事業を営む者

2 補助限度額等

事業区分			
細事業	補助率	補助限度額	補助対象経費の下限額
操業環境改善事業			
工場改修事業	補助対象経費の4分の3	375万円	100万円以上
工場移転事業			
設備更新・導入事業			
住民受入環境整備事業			
住民受入環境整備事業	補助対象経費の4分の3	375万円	100万円以上
耐震補強事業			
耐震診断事業	補助対象経費の3分の2	200万円	50万円以上
耐震設計事業		400万円	100万円以上
耐震工事業		800万円	200万円以上

3 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～5月29日（金）

（持参の場合：9時00分～16時30分（土日祝日を除く） 郵送の場合：最終日の消印有効）

4 補助対象事業者

次のいずれかに該当するモノづくり企業等とします。

(1) 法人の場合は、次のア及びイに該当する都内中小企業者等であること。

ア 区内に本社又は事業所の登記があり、区内において1年以上操業する企業、又は区外において1年以上操業し、新たに区内へ移転する企業であること。

イ 法人住民税、法人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。

(2) 個人の場合は、次のア及びイに該当する都内中小企業者等であること。

ア 区内において操業しており、区内において1年以上操業する事業者、又は区外において1年以上操業し、新たに区内へ移転する事業者であること。

イ 個人住民税、個人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。

※ 法人、個人にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者や荒川区暴力団排除条例（平成24年荒川区条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団関係者がその経営に関与する者は、補助対象事業者には該当しません。

※ 都内中小企業者等

次の1から4までのいずれかを満たすモノづくり企業等で、都内に事業所又は工場を有し、引き続き1年以上操業している者

1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。ただし、ゴム製品製造業（一部を除く。）は資本規模3億円以下又は従業員900人以下の者であること。

なお、「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 大企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。

(2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。

- (3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- (4) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。
- 2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人及び財団法人
- 4 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

5 補助対象事業

(1) 種類

事業区分	目的
細事業	事業内容
操業環境改善事業	工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して近隣住民等へ配慮することを目的として行う事業
工場改修事業	区内の現工場及び区内の移転先工場における改修
工場移転事業	区内工場への移転及び区内工場の改修に伴う一時移転
設備更新・導入事業	区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新及び区内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入
住民受入環境整備事業	地域との共生を目的として行う事業
住民受入環境整備事業	補助事業者が保有する区内工場の外壁等美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等
耐震補強事業	次の条件を全て満たす補助事業者が保有する工場に対する耐震補強を目的として行う事業 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条の規定による建築確認を受けた鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（プレハブ造は除く。）であって住居併設の建築物でないこと。 2 建築基準法第10条に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。 3 原則として検査済証の交付を受けたもの。 4 東京都が定める特定沿道建築物ではないこと。 5 工場の周囲に住居が多くあり、発災時に倒壊等によって周囲に危険を及ぼすおそれがあること。
耐震診断事業	区内の現工場に対する耐震診断（建築物の耐震性の評価及び耐震補強の要否の判定を行うもの）
耐震設計事業	区内の現工場に対する耐震設計（耐震診断に基づく建築物の耐震補強工事のための設計）であって、以下の要件を満たすもの。 ア 耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.6相当未満であること。 イ 耐震診断について、専門機関による技術評価を受けていること。
耐震工事業	区内の現工場に対する耐震工事（耐震補強設計に基づき実施する建築物の耐震のための補強工事）であって、以下の要件を満たすもの。 ア 耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.6相当未満であること。 イ 耐震改修工事後に、Is（構造耐震指標）の値が0.6以上となるよう設計された耐震補強に係る設計図書があること。 ウ 当該建築物の耐震診断及び耐震補強に係る設計図書について、専門機関による技術評価を受けていること。

※ 上記「専門機関」とは、一般財団法人日本建築防災協会が運営する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体で構成する耐震判定委員会設置登録要綱（平成21年7月28日制定）に基づき

耐震判定委員会を設置する団体です。

(2) 留意点

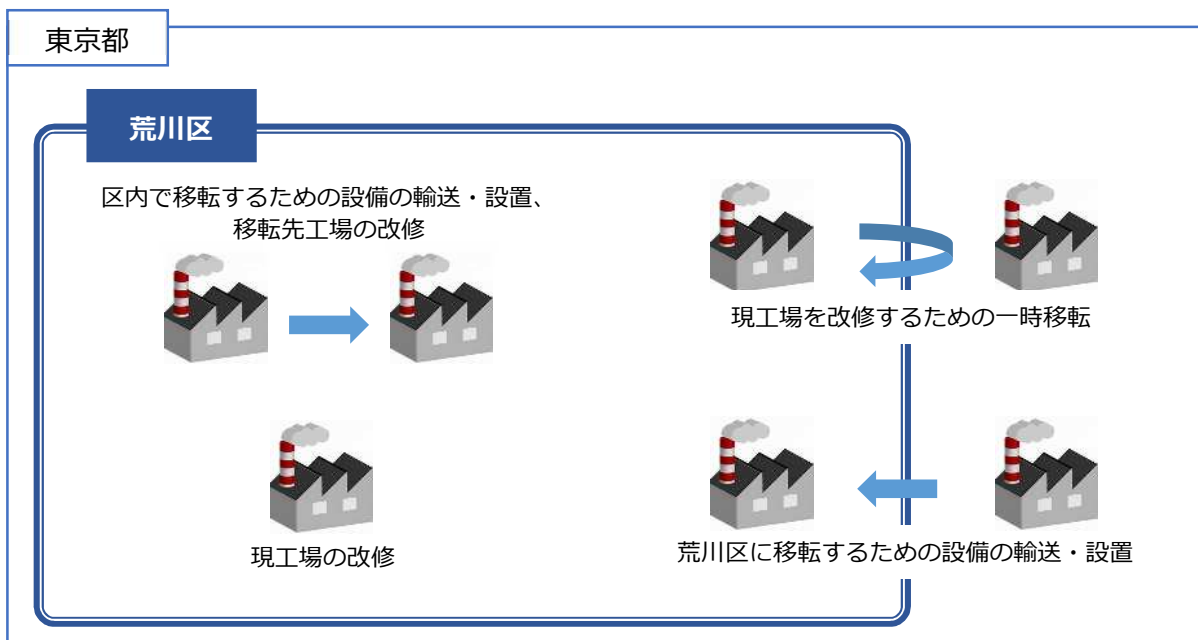
いずれの事業も、補助金の交付決定日以降に着手（契約行為を含む）したものが対象となります。交付決定前に着手した事業に関しては一切対象となりません。

また、近隣住民等への配慮を前提としない改修や移転、設備更新等や地域との調和・共生を目的としない住民受入環境整備事業（単なる壁面塗装等）は対象となりませんのでご注意ください。

ア 操業環境改善事業

細事業	事業内容	留意点
工場改修事業	現工場における改修	<ul style="list-style-type: none"> ・新增築は対象外 ・建物及び建物附属設備が対象
	移転先工場における改修	
工場移転事業	工場の移転	移転先の工場は、現在よりも操業環境に配慮した工場であること。
	現工場における改修に伴う一時移転 ※1	年度内に現工場に戻ることができない場合、一時移転に要する往路分経費の申請を可とする。また、移転先から現工場に戻る復路分経費のみの申請も可とする。
設備更新・導入事業	設備の更新 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい操業環境改善効果が見込まれるものに限る。 ・生産能力の向上のみを目的とするものは対象外
	設備の導入	生産設備や工場内に操業環境の改善を図る機械等を設置すること。

【改修・移転のイメージ】



※1 年度をまたぐ一時移転（①現工場⇒一時移転先と②一時移転先⇒現工場の移転が別年度の場合）において、例えば初年度に、①の経費と改修事業等の経費を合わせて200万円の補助金の交付を受けた場合に、翌年度以降に受けられる②の経費に対する補助金は175万円（375万円－200万円）までです。①に係る補助金を申請せずに、②に係る補助金のみを申請する場合は375万円が上限となります。

なお、補助対象経費に貸工場の賃借費を含む場合、①において交付申請可能な賃借費は、当該年度の1月末日までに支払った分となります。2月1日以降に支払った賃借費については、②に係る補助金の交付申請額に含めてください。

※2 設備の更新を行う際は、既存設備を処分（廃棄・売却等）することが必要です。補助対象期間内に処分できない場合、処分に要する経費は補助対象になりません。

なお、既存設備の処分により収入がある場合は、収入額（消費税分を除いた額）を補助対象経費から除きます。

イ 住民受入環境整備事業

細事業	事業内容	留意点
住民受入環境整備事業	工場の外壁等美化、緑道やオープンスペースの整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面劣化に対する補修など、事業者の自己都合による壁面塗装は対象外。ただし、周辺地域の景観を考慮し、地域との共生に貢献するための壁面塗装は、対象になる可能性あり。 ・屋根や屋上の塗装は対象外。ただし、周囲にマンション等があり、景観上の影響を与えているなどの場合、外壁と一体のものとして対象になる可能性あり。 ・壁面緑化のみは対象外。ただし、地域との共生に貢献するための壁面塗装等他の工事と併せて実施する場合は、対象になる可能性あり。 ・自己所有の工場のみ対象。（賃貸工場は対象外） ・収入を得る目的で整備する場合は、対象外。 ・壁面塗装等について地域住民等への周知を行うこと。（自社HPへの掲載、チラシの配布等）

ウ 耐震補強事業

- ・自己所有の工場のみ対象。（賃貸工場は対象外）
 - ・東京都が定める特定沿道建築物（以下の全てに該当するもの）の場合、対象外。
 - 1 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
 - ※ 特定緊急輸送道路については、「東京都耐震ポータルサイト」でご確認ください。
 - 2 昭和56年5月以前に新築された建築物（旧建築基準）
 - 3 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物

ア～ウ共通事項

本事業で申請した事業と同種の事業（工事）を行う場合に、**その年度内は他の補助金を利用することができません。**ただし、対象の工場や事業の種類が異なる場合は、他の補助金を利用することができます。また、同種の事業であっても、本事業の対象外経費であれば、他の補助金を利用することが可能です。

（例）

ある企業が、本事業で A 工場の防音・防臭工事と B 工場の防臭工事を申請した場合、その年度内は A 工場での防音工事、防臭工事と B 工場の防臭工事において、他の補助金を利用することはできません。

これは、年度内に同一工場に対する同種の工事を複数回実施する場合は、すべての工事を合わせて1事業と考えるた

めです。

地域共生事業での申請内容			同一年度内の他の補助金の利用可否		
	A工場	B工場		A工場	B工場
防音工事	○	-	防音工事	×	○
防臭工事	○	○	防臭工事	×	×
防振工事	-	-	防振工事	○	○

6 補助対象経費

事業区分	
細事業	補助対象経費
操業環境改善事業	
工場改修事業	<p>① 区内の現工場を改修するために必要な以下の経費</p> <p>ア 現工場の改修に係る費用（施工費等）</p> <p>イ 建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>② 区内の移転先工場の改修を行うために必要な以下の経費</p> <p>ア 移転先工場の改修に係る費用（施工費等）</p> <p>イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>上記①及び②の経費については、新築工場及び移転先工場の増築部分に係るものを含まない。</p> <p>※「建物付帯設備」は、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、建物から容易に移動又は取外しができないものをいう。</p>
工場移転事業	<p>① 区内への工場移転に必要な以下の経費</p> <p>ア 機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）</p> <p>イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p> <p>② 区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転に必要な以下の経費</p> <p>ア 改修等施工期間中の一時移転に係る都内貸工場の賃借費</p> <p>イ アの一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）</p> <p>ウ アの一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p>
設備更新・導入事業	<p>① 区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新に必要な以下の経費</p> <p>ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等）</p> <p>イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等）</p> <p>② 区内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又工場の敷地内に新たに設置する設備の導入に必要な以下の経費</p> <p>ア 機械の導入に係る経費（購入費・施工費等）</p>
住民受入環境整備事業	
住民受入環境整備事業	住民受入環境の整備に係る費用（購入費・設計費、施工費、撤去費等）
耐震補強事業	
耐震診断事業	<p>① 耐震診断を委託する経費</p> <p>② 専門機関が行う技術評定に係る経費</p>
耐震設計事業	<p>① 耐震補強工事に係る設計を委託する経費</p> <p>② 専門機関が行う技術評定に係る経費</p>
耐震工事業	<p>① 耐震補強に係る工事費</p> <p>② 耐震補強工事に係る施工監理等を委託する経費</p>

※ 上記の補助対象経費のうち、**次の経費は補助対象外**です。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代と認められるもの
- (3) リース等について、補助対象期間外の期間に係るもの
- (4) 委託契約において、委託先の資産となるもの
- (5) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- (6) **補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、補助対象事業に係る経費が区分できないもの**
- (7) **手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われている経費**
- (8) **契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていないもの**
- (9) その他区長が補助対象外経費と認める経費

※ **令和9年1月末までに全ての工事等と支払いが完了していることが必要です。**

7 申請方法等

(1) 申請方法

11 ページの「15 交付申請等の相談・受付窓口」で、交付申請書など区が指定する様式を受領の上、必要事項を記載した以下の申請書類をご提出ください。

【申請書類】

- 荒川区モノづくり企業地域共生推進補助金交付申請書（区指定様式）
- 事業計画書（区指定様式）
- その他の添付書類

1	企業概要（パンフレット）	5	計画概要資料（工場の位置図、写真等）
2	【法人】法人登記事項証明書及び定款の写し	6	経費積算に係る見積書の写し
	【個人】個人事業の開業・廃業等届出書の写し	7	印鑑登録証明書の写し
3	決算報告書、貸借対照表及び損益計算書の写し （最小1期分、操業経過年数に応じて最大3期分）	8	工場設置認可書の写し
4	納税証明書（住民税、事業税及び固定資産税） 又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（1期分）	9	その他の書類（操業環境改善事業（改修事業、移転事業）、住民受入環境整備事業、耐震補強事業の場合には建築計画概要書の写しは必須）

(2) 申請に係る留意点

ア **申請に当たっては、補助金交付を希望する改修事業等の内容について、必ず事前にご相談ください。**

事前のご相談がない場合は、原則、申請を受け付けることができません。特に、「住民受入環境整備事業」及び「耐震補強事業」については、「操業環境改善事業」と較べ、東京都との協議に大幅に時間を要することが想定され、申請受付に時間を要することがありますので、申請受付期間が終了するまでに余裕をもって（終了日の2週間前を目途に）、ご連絡ください。

※ 建築確認や工場設置認可を確認できる書類については、以下の担当部署にお問い合わせください。

① 建物の建築確認が確認できる書類（建築概要書）

荒川区 防災都市づくり部 建築指導課 管理・監察係（電話：03-3802-3111 内線 2841・2845）

② 工場設置認可が確認できる書類（工場設置認可書）

荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係（電話：03-3802-3111 内線 485）

イ **同一年度に申請できる地域共生推進事業**は、「操業環境改善事業」、「住民受入環境整備事業」又は「耐震補強事業」の**いずれか一つ**です。ただし、各事業における細事業を、複数申請することは可能です。

ウ **同一年度に申請できる回数**は**1回**です。補助限度額に満たなくても、同一年度内での再申請はできません。

エ 補助対象の工事の他、補助対象外の工事を同時に行う場合、両工事に係る経費を明確に区分するため、各工事について契約相手先を別にしてください。両工事の性質上、契約相手先を別にすることができない場合、契約相手先

は同じでも、契約を分けた上、もう一方の工事を実施してください。

8 交付決定方法

ご提出書類に基づき（現地調査を行う場合あり）、補助対象事業や補助対象経費が適正であるかについて、補助金交付審査会において審査を行います。代表者又は事務担当者は審査会へ出席いただき、申請内容に係る説明及び審査員からの質問への回答を行っていただきます。審査結果は、補助金交付可否決定通知書により、交付申請をされた事業者に通知します。

※ 審査の途中経過及び結果に関するお問合せには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

9 申請内容の変更等

補助金の交付決定を受けた後、やむを得ず、申請内容に大幅な変更（操業環境改善などの効果に影響がある場合等）が生じた場合又は補助事業を中止する場合は、変更等承認申請書をあらかじめ区に提出の上、承認を受けなければなりません。区は、ご提出をいただいた申請書に基づき審査し、審査結果を変更等承認（不承認）通知書により、変更等承認申請をされた事業者に通知します。

※ 区の承認なく、大幅に変更した内容で補助事業を実施した場合は、補助金を交付しないことがありますので、ご注意ください。

10 実績報告

補助事業を完了したときは、11 ページの「15 交付申請等の相談・受付窓口」で、実績報告書など区が指定する様式を受領の上、必要事項を記載した以下の報告書類をご提出ください。

〔報告書類〕

- 荒川区モノづくり企業地域共生推進補助金補助事業実績報告書（区指定様式）
- 実施報告書（区指定様式）
- 収支決算書（区指定様式）
- その他の添付書類

1	補助事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し
2	事業完了を明らかにするもの（図面、写真等）
3	工場（変更）認可書、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、定款の写し【法人や移転の場合】
4	その他の書類【設備を撤去した場合のマニフェスト（産業廃棄物管理票）等】

〔実績報告締切日〕

令和9年1月29日（金）

（持参の場合：9時00分～16時30分（土日祝日を除く） 郵送の場合：締切日消印有効）

※ 実績報告書等の様式は、補助金の交付決定を受けた事業者にお渡しします。

11 補助金額の確定及び交付

区は、ご提出をいただいた報告書類に基づき審査するとともに現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により、実績報告をされた補助事業者に通知します。その後、当該補助事業者からの請求に基づき、補助金をご指定の口座に振り込みます。

※ 必要書類及び現地調査での確認ができない場合は、補助金を交付しません。

※ 補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

12 補助事業者の責務

本補助金の交付を受けた補助事業者には、以下の義務が発生しますので、必ず順守してください。

- (1) 補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度が終了した後、区が指定する期日までに、操業状況報告書を提出すること。
- (2) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区が必要と認める場合、本事業に関する調査に応じること。
- (3) 補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、保存すること。
- (4) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、荒川区内で継続して操業すること。
- (5) 補助事業の実施により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」）について、以下のことを順守すること。
 - ア 台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
 - イ 補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。
 - ウ 補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、取壊し又は担保にしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書をあらかじめ区に提出の上、承認を受けること。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、除く。）
 - エ ウにより、承認を受け、取得財産等を処分することによって得る収入がある場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付すること。
- (6) 補助事業が終了した後、補助金の交付目的以外で収益が生ずる場合は、補助率に応じて、その収益額の全部又は一部を納付すること。

13 交付決定の取り消し及び補助金の返還

「12 補助事業者の責務」の他、荒川区モノづくり企業地域共生推進補助金交付要綱に定められた補助事業者が順守する事項に背いた場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この際、既に交付済の補助金については、原則として違約金等を加算の上、期限を定めて返還していただきますので、十分にご注意ください。

14 その他

- (1) 申請等に使用する代表者印（**認印、社判不可**）は統一してください。
- (2) 申請及び実績報告の際に要する経費（書類の作成、提出に要する経費等）は全て申請者（補助事業者）の負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) すでに設置認可を取得している工場について、建物や設備の構造・配置、公害防止の方法を変更する場合は、変更に係る工事着工の前に、区への認可申請が必要です。詳細は以下の担当部署にお問い合わせください。
荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係 （電話：03-3802-3111 内線485）
- (4) 区の景観に影響を及ぼす一定規模以上の建築行為等（外壁塗装等）をする場合は、区への事前届出・協議が必要です。詳細は以下の担当部署にお問い合わせください。
荒川区 防災都市づくり部 都市計画課 都市計画担当 （電話：03-3802-3111 内線2816）

15 交付申請等の相談・受付窓口

申請書・実績報告書は下記窓口にご提出ください。

〔相談・受付窓口〕

荒川区 産業経済部 経営支援課 経営支援係（モノづくり企業地域共生推進補助金担当）

〒116-8501 東京都荒川区荒川 2-2-3

E-mail : keieishien@city.arakawa.lg.jp